

火災被災者の支援について



八代市

令和3年9月

< 火災被災者の支援について >

目次

1. 火災証明書の交付 (八代消防署／鏡消防署) P 2
2. 災害見舞金の支給・生活福祉資金の貸付
(健康福祉政策課／市社会福祉協議会) P 3～P 5
3. 個人市民税の減免 (市民税課) P 6
4. 固定資産税の減免等 (資産税課) P 7
5. 税の徴収の猶予 (納税課) P 8
6. パスポート (旅券) の届出 (市民課) P 9
7. 印鑑の再登録申請 (市民課) P 1 0
8. マイナンバーカードの再交付 (市民課) P 1 1
9. 建物の建築等確認申請手数料等の免除措置 (建築指導課) P 1 2
10. 市営住宅の特定入居及び緊急入居 (一時使用) (住宅課) P 1 3
11. 下水道設備の使用休止・使用廃止届
下水道使用料等の減免 (下水道総務課) P 1 4
12. 水道の使用の休止・廃止届 水道料金の減免
(水道局／八代生活環境事務組合) P 1 5
13. 国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金 (国保ねんきん課) . P 1 6～P 1 7
14. 介護保険被保険証等の再交付・介護保険料の減免等 (長寿支援課) P 1 8
15. 火災廃棄物の処理 (環境センター管理課) P 1 9
16. 就学援助の支給 (学校教育課) P 2 0
17. 母子健康手帳・妊・産婦健診受診票の再交付 (健康推進課) P 2 1
18. 相談業務のご案内 (市民活動政策課／市民相談室) P 2 2

【1】り災証明書の交付

お問い合わせ先 八代消防署 ☎32-9223
鏡消防署 ☎52-1313

○り災証明書の交付について

〔り災証明書の交付手続き〕

り災証明書の交付を受けるためには、八代消防署（八代市大村町970番地）又は、鏡消防署（八代市鏡町内田689番地5）で、「り災証明申請書」の手続きが必要です。

証明書は、即日交付になります。交付された「り災証明書」は火災で被災された場合に保険金の請求や税金の控除・減免等を受ける際に必要な書類です。

〔り災証明申請書について〕

「り災証明申請書」の書類は、八代消防署、又は鏡消防署にあります。

但し、り災証明書の発行は、火災現場を管轄する消防署となります。

〔管轄〕

八代消防署：旧八代市（龍峯の一部を除く）、坂本町、千丁町の一部

鏡消防署：千丁町（一部を除く）、鏡町、東陽町、泉町、龍峯の一部

〔申請時に必要なもの〕

- （1）本人確認ができるもの（免許証等）
- （2）印鑑（認印）
- （3）1通につき200円

【2】災害見舞金の支給・生活福祉資金の貸付

お問い合わせ先 健康福祉政策課 ☎33-4003 (直通)
市社会福祉協議会 ☎62-8228

○八代市災害見舞金について

お問い合わせ先 健康福祉政策課

市内にお住まいの方が、火災により被害を受けられた場合には、被害の程度に応じて次の弔慰金及び見舞金（以下「見舞金等」という）を支給します。

〔見舞金の額（火災関係のみ抜粋）〕

被害の区分（程度）		見舞金等の額
死亡	1人	100,000円
	同一世帯内で2人以上	200,000円
行方不明者	1人	100,000円
	同一世帯内で2人以上	200,000円
重傷※1	1人	30,000円
	同一世帯内で2人以上	50,000円
住家※2	全焼	100,000円
	半焼	50,000円

※1 1カ月以上の入院治療を要する見込みのものをいいます。

※2 現実に居住のため使用している建物をいいます。空き家や店舗は対象外です。

○日本赤十字社救援物資の配布について

お問い合わせ先 市社会福祉協議会

市内にお住まいの方の住宅が災害に遭われた場合に、日本赤十字社では次の救援物資を配布します。

〔救援物資〕

救援物資は、大規模災害時のものを除いて、日本赤十字社八代市地区を通じて配布します。

- (1) 毛布
- (2) タオルケット
- (3) 緊急セット（衛生用品、懐中電灯、風呂敷、軍手など生活用品）
- (4) 下着セット
- (5) ビニールシート
- (6) タオル

○熊本県共同募金会災害見舞金について

お問い合わせ先 市社会福祉協議会

市内にお住まいの方が災害に遭われた場合に熊本県共同募金会より八代市共同募金委員会を通じて災害見舞金が贈られます。

〔基準金額（火災関係のみ抜粋）〕

区分	適用	金額
死亡弔慰金	死亡者1人につき	10,000円
災害見舞金	全焼1世帯につき	10,000円
	重傷者1人につき	5,000円
	半焼1世帯につき	5,000円

○生活福祉資金の貸付について

お問い合わせ先 市社会福祉協議会

低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して、社会参加促進及び自立を図るための貸付を行っています。災害を受けた世帯に対しては、緊急小口資金、住居の移転等に必要な経費、災害援護費の貸付があります。

収入や償還能力、罹災状況等の要件があり、各種証明書など必要書類提出後に貸付審査（債権者：熊本県社会福祉協議会）を行うこととなりますので、貸付を希望される場合は、まず、市社会福祉協議会までご相談ください。

資金の種類	貸付限度額	貸付利子	連帯保証人※1	用途等
緊急小口資金	10万円以内	無利子	原則不要	被災によって生活費が必要な時
住居の移転等に 必要な経費	50万円以内	連帯保証人あり…無利子 連帯保証人なし…年1.5%	原則1名以上	住居の移転等に 伴う費用
災害援護費※2	150万円以内	連帯保証人あり…無利子 連帯保証人なし…年1.5%	原則1名以上	自宅の修繕、家具 什器の購入等

※1 世帯の状況によっては連帯保証人を必要とします。

※2 建替えや借家等の修繕、焼け跡の撤去、損害を賠償する目的での貸付はできません。

【3】 個人市民税の減免

お問い合わせ先 市民税課 ☎ 3 3 - 4 1 0 7

災害（震災、風水害、落雷、火災等）により、住宅又は家財に被害を受けられた方は、個人市民税の減額又は免除が受けられます。

〔対象者〕

前年中の合計所得金額が1,000万円以下の方で、住宅又は家財について生じた損害金額（保険金損害賠償金等により補填されるべき額を除く。）が、その住宅又は家財の価格の10分の3以上

〔減免の対象となる市民税〕

納付すべき年度分の市民税の額のうち、災害を受けた日以降に納期がある市民税

〔申請〕

納期限の7日前までに減免申請書、り災証明書（原本）を提出

※り災証明書は確認後返却されます。

〔軽減又は免除の割合〕

合計所得金額及び損害の程度に応じて決定します。

※災害に被災された翌年の所得税の確定申告等で「雑損控除」を受けることができます。

詳しくは、八代税務署（☎ 3 2 - 3 1 4 1）又は市民税課（☎ 3 3 - 4 1 0 7）へ

お問い合わせください。

【4】固定資産税の減免等

お問い合わせ先 資産税課 ☎ 3 3 - 4 1 0 8

○家屋又は償却資産に係る固定資産税の減免

火災等により、家屋又は償却資産に被害を受けられた方は、固定資産税の減免が受けられます。

〔対象者〕

市内に、火災等により被害を受けた家屋又は償却資産をお持ちの方。

〔減免の対象となる固定資産税〕

被害を受けた家屋又は償却資産に係る当該年度分の固定資産税のうち、被害を受けた日以降に納期がある固定資産税相当額。

〔申請〕

納期限の7日前までに減免申請書及び、り災証明書（原本）を提出してください。

※り災証明書は確認後返却されます。

〔減免の割合〕

被害の程度に応じて決定します。

○土地に係る被災住宅用地特例の適用

火災等により、滅失又は損壊した住宅の敷地に供されていた土地については、被災住宅用地特例が受けられます。

〔対象者〕

市内に、火災等により滅失又は損壊した住宅の敷地に供されていた土地をお持ちの方。

〔申請〕

り災証明書を提出してください。

※り災証明書は確認後返却されます。

〔特例の内容〕

被災後2年度分の固定資産税について、被災住宅用地特例が適用され、土地に係る固定資産税の軽減措置が延長されます。

【5】税の徴収の猶予

お問い合わせ先 納税課

☎ 3 3 - 4 1 0 9 (直通)

災害を受けたことにより、市税の納税が困難と認められる場合は、納税猶予の制度があります。

〔猶予の期間〕

原則、申請のあった日から1年間（1年延長可）

※その他、市税の納税相談もお受けしております。納税課窓口までお問い合わせください。

【6】パスポート（旅券）の届出

お問い合わせ先 市民課

☎ 3 3 - 4 1 1 0（直通）

有効期間中のパスポートを焼失された場合は、速やかに届け出る必要があります。

（旅券法第17条第1項）

届け出ることにより、パスポートはその効力を失います。手続きは、必ずご本人が行ってください。代理での届出はできません。

〔届出に必要な書類等〕

- （1）紛失一般旅券等届出書1通…市民課及び各支所の窓口にあります。
- （2）本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード又は健康保険証＋年金手帳など）
- （3）写真1枚・・・縦4.5cm×横3.5cm（6カ月以内に撮影したもの）
写真については、寸法等が細かく規定されていますので、事前にお問い合わせください。
- （4）り災証明書（原本）1通・・・消防署で発行（P2参照）
※り災証明書は確認後返却されます

〔申請時間〕

平日・午前9時～午後4時30分

〔申請窓口〕

市民課、各支所

【注意点】

この手続きは、パスポートが消失したことを届け出るもので、再交付の手続きではありません。消失したのち、新しいパスポートが必要な場合は、新規申請の扱いになりますので、事前に窓口にお問い合わせください。

【7】印鑑の再登録申請

お問い合わせ先	市役所市民課	☎ 3 3 - 4 1 1 0 (直通)
	坂本支所地域振興課	☎ 4 5 - 2 2 1 1 (代表)
	千丁支所地域振興課	☎ 4 6 - 1 1 0 1 (代表)
	鏡支所地域振興課	☎ 5 2 - 1 1 1 5 (直通)
	東陽支所地域振興課	☎ 6 5 - 2 1 1 1 (代表)
	泉支所地域振興課	☎ 6 7 - 2 1 1 1 (代表)

火災等によって印鑑登録証を消失され、引き続き印鑑登録が必要な方は、再登録していただくこととなります。

〔印鑑登録の再登録に必要な書類等〕

- (1) 登録される印鑑
- (2) 公的機関が発行した写真付き身分証明書（運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等）

※代理申請や写真付き身分証明書がない場合は、事前にご連絡・ご相談ください。

- (3) り災証明書（原本）1通・・・消防署で発行（P 2 参照）

※り災証明書は確認後返却されます。

- (4) 手数料・・・免除

※ただし、り災証明書がなければ、手数料300円が必要になります。

〔申請窓口〕

市民課、各支所、日奈久出張所

【8】マイナンバーカードの再交付

お問い合わせ先 市民課

☎ 3 3 - 4 1 1 0 (直通)

マイナンバーカード（顔写真付きのカードです）を消失された場合は、本人からの再交付の申し出により再交付することができます。

〔マイナンバーカード再交付に必要な書類等〕

(1) 本人確認書類（運転免許証又は健康保険証＋年金手帳など）

(2) 写真1枚・・・縦4.5cm×横3.5cm（6カ月以内に撮影したもの）

写真については、寸法等が細かく規定されていますので、事前にお問い合わせください。

(3) り災証明書（原本）1通・・・消防署で発行（P2参照）

※り災証明書は確認後返却されます。

(5) 手数料・・・免除

※ただし、り災証明書がなければ、手数料800円（電子証明は別途200円）必要になります。

〔申請窓口〕

市民課、各支所

【注意点】

マイナンバーカードは、申請から約1～2カ月後に市役所から交付通知書が届きますので、電話予約のうえ、市民課又は各支所へ来庁され受け取りとなります。

住民票の所在地に居住できていない、本人が来庁できないなどありましたら、事前にお問い合わせください。

【9】建物の建築等確認申請手数料等の免除措置

お問い合わせ先 建築指導課 ☎ 3 3 - 4 7 5 0 (直通)

火災等により、建物に被害を受けられた方が、建物の建築等を行う際に必要となる確認申請等の手数料について、免除が受けられます。

〔対象者〕

火災等により建物に被害を受け、その災害の発生した日から6カ月以内に建築等をする方で、り災証明書の交付を受けている方。

※住宅（一部の件用住宅を含む）の場合は、その災害の発生した日から1年以内に建築等をする方となります。

〔免除を受けるために必要な添付書類〕

免除を受けられる場合には、確認申請書等に、り災証明書（コピー（写し）可）の添付をお願いします。

【10】市営住宅の特定入居及び緊急入居（一時使用）

お問い合わせ先 住宅課

☎ 3 3 - 4 1 2 2（直通）

地震、暴風雨、洪水その他の自然災害及び火災により住宅に被害を受け居住できなくなった場合、市営住宅に公募によらない「特定入居」ができる制度があります。また、住宅確保までの居住場所としての一時的な使用もできます（ただし、市営住宅に空き家がある場合によります）。

〔一時使用の許可要件〕

- (1) 入居期間 行政財産の目的外使用許可により、6カ月以内。
必要に応じ延長可能（最長1年）
また、一時使用期限後、公営住宅の資格要件が合致する場合は、特定入居制度の取扱いとし、入居契約が可能となります。
- (2) 家賃等 免除（住宅使用料、共益費、駐車場使用料）
ただし、光熱水費並びに廃棄物の処理費等は入居者の負担となります。
- (3) 敷金 免除（駐車場保証金含む）
- (4) 連帯保証人 不要
- (5) 退去時修繕 入居期間中の破損については入居者負担。
退去時のふすま、畳表の張替え等についての負担はありません。

〔必要な書類〕

- (1) 八代市営住宅入居申込書（様式第1号）
- (2) 行政財産使用許可申請書（第8号様式）
- (3) 誓約書
- (4) 火災証明書（コピー（写し）可）・・・消防署で発行（P2参照）
- (5) 身分証明書（運転免許証、保険証、住民票等）

※市営住宅に関するご相談については、住宅課にご連絡ください。

【11】下水道設備の使用休止・使用廃止届 下水道使用料の減免

(公共下水道、農業集落排水処理施設、市設置浄化槽の使用者)

お問い合わせ先 下水道総務課 ☎ 33-4147

○下水道設備の使用休止届・使用廃止届について

被災した住居等の下水道設備を一時的に使用しない場合は「公共下水道使用休止届」等を、今後使用しない場合は「公共下水道使用廃止届」等を下水道総務課へ提出してください。なお、被災状況等により提出が困難な場合は、電話でその旨をお伝えください。

○下水道使用料等の減免について

被災等により下水道使用料等の納付が困難となったときなどは、下水道使用料等の減免を受けられる場合があります。減免を希望する方は、下水道総務課へご相談ください。

【12】水道の使用の休止・廃止届 水道料金の減免

お問い合わせ先

上水道（旧八代市）	市水道局	☎ 3 3 - 4 1 4 7（直通）
（千丁・鏡・東陽・泉）八代生活環境事務組合		☎ 6 2 - 2 0 4 9（直通）
簡易水道（坂本・東陽・泉）	市水道局	☎ 3 3 - 1 8 6 8（直通）

○水道の使用休止届について

被災した住居等の水道を使用されない場合は、必ずご連絡をお願いします。また、連絡される際には、次の事項をお伝えください。

- （1）使用を休止する水道の所在地
- （2）使用を休止する使用者氏名
- （3）確認のとれる連絡先

○水道の使用廃止届について

今後、水道を使用されない場合、「廃止届」の提出をお願いします。

○水道料金の減免について

被災等による水道料金の減免等に関するご相談については、お問い合わせ先へご確認ください。

【13】国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金のご案内

お問い合わせ先	国保ねんきん課	☎ 3 3 - 4 1 1 3 (直通)
	坂本健康福祉地域事務所	☎ 4 5 - 2 2 1 3 (直通)
	千丁健康福祉地域事務所	☎ 4 5 - 5 1 8 3 (直通)
	鏡健康福祉地域事務所	☎ 5 2 - 7 8 3 6 (直通)
	東陽健康福祉地域事務所	☎ 6 5 - 2 1 1 3 (直通)
	泉健康福祉地域事務所	☎ 6 7 - 2 1 7 6 (直通)

○保険証等の再交付申請について

火災等によって国民健康保健被保険者証や後期高齢者医療被保険者証を消失等された場合、再交付いたします。

保険証等の名称	必要なもの
国民健康保険被保険者証等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認印 ・ 本人確認のための身分証明書（証明書が全て消失等した場合は、り災証明書の写しを持参し、職員による面識）
後期高齢者医療被保険者証等	

○保険税等の減免申請について

火災等により、資産の3/10以上の損害を受けられた場合は、前年の所得に応じて保険料の減免が受けられる場合があります。ただし、火災保険料等により補てんがある場合は、該当しない場合があります。

区分	必要なもの
国民健康保険税の減免	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認印 ・ 本人確認のための身分証明書（証明書が全て消失等した場合は、り災証明書の写しを持参し、職員による面識）
後期高齢者医療被保険料の減免	

○国民年金保険料の免除について

災害（火災等）により、被保険者・世帯主等が所有する財産について、被害金額がその価格の概ね1／2以上の損害を受けた国民年金第1号非保険者の方、ただし、火災保険等により充当がある場合は、該当しない場合があります。

	必要なもの
国民年金保険料の免除	<ul style="list-style-type: none">・ 認印・ 本人確認のための身分証明書（証明書が全て消失等した場合は、り災証明書の写しを持参し、職員による面識）・ 市役所備え付けの申請書に記入し、再交付申請・ り災証明書の提出が必要（原本の提出ができない時は、原本証明が必要）

【14】介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、 介護保険負担限度額認定証の再交付 介護保険料の減免、サービス費等の額の特例

お問い合わせ先 長寿支援課 ☎32-1175 (直通)

○介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証の再交付について

火災等によって、介護保険被保険者証等を消失等された場合、再発行いたします。

料金は無料です。

保険証等の名称	必要なもの
介護保険被保険者証	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・本人確認のための身分証明書（証明書が全て消失等した場合は、り災証明書の写しを持参し、職員による面識） ・介護保険被保険者証等再交付申請書（長寿支援課備え付け）
介護保険負担割合証	
利用者負担限度額認定証	

○介護保険料の減免、サービス費等の額の特例

火災等によって、住宅の3/10以上の損害を受けられた場合は、前年の所得に応じて介護保険料の減免、サービス費等の額の特例を受けられます。ただし、火災保険等により補てんがある場合は、該当しない場合があります。

	必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料の減免 ・サービス費等の額の特例 	<ul style="list-style-type: none"> ・認印 ・り災証明書 ・領収書または見積書 ・り災現場写真 ・保険金、損害保険金などにより補てんされた金額がわかるもの

【15】火災廃棄物の処理

お問い合わせ先 環境センター管理課 ☎32-4675 (直通)

○火災でり災した廃棄物（ごみ）の処理について

エコイトやつしろ（八代市環境センター）では、火災でり災した一般廃棄物は搬入手数料を減免して受け入れることができます。

ただし、産業廃棄物に該当するものや資材・建材物、エコイトやつしろ（八代市環境センター）の搬入基準に満たないもの、炭や灰の状態のものは受け入れができません。

〔搬入手数料の減免を受けるための手続き〕

- (1) 環境センター管理課へ事前にご相談ください。（代理者可）

搬入する品物、搬入量、搬入日時、搬入方法等を確認しますので、よろしければ搬入する品物の写真をご持参ください。

受入れの可否が確認できましたら、一般廃棄物処理手数料減免申請書をお渡しします。

- (2) 消防署にて「り災証明書」の交付手続きを行ってください。（P2参照）

減免期限は、り災した日から起算して3カ月以内になりますので、現場検証などにより3カ月以内に持ち込みができない場合は事前にご相談ください。

- (3) エコイト八代（八代市環境センター）に搬入する場合は、計量受付時に、火災ごみである旨を伝えた上で、管理棟窓口に「り災証明書（写し可）」と一般廃棄物処理手数料減免申請書を提出してください。

※搬入が複数回になる場合は、その都度、減免申請書、「り災証明書」の提出が必要になります。

〔受付時間〕

平日 8時30分～11時30分、13時00分～16時30分

土曜日 8時30分～11時30分

※祝日・年末年始（12月31日～1月3日）を除く

【16】就学援助の支給

お問い合わせ先 学校教育課 ☎30-1637（直通）

八代市就学援助要綱に基づき、就学が困難と認められるものについては、就学援助の認定を受けることができます。

〔支給内容〕

- (1) 学用品費
- (2) 新入学児童生徒学用品費（4月1日までに認定された新小1、新中1のみ対象）
- (3) 校外活動費
- (4) 修学旅行費
- (5) 学校給食費
- (6) 医療費（学校での健康診断の結果、治療を必要とすると認められた特定の疾病の治療にかかるもの。ただし、こども医療費助成制度の対象者以外）
- (7) 通学費（距離要件あり）
- (8) 災害共済掛金（日本スポーツ振興センター災害共済掛金。5月1日までに認定された児童生徒のみ対象）

〔お問い合わせ先〕

該当の児童生徒が通う、市立小学校、中学校、特別支援学校、または、学校教育課

【17】母子健康手帳、妊・産婦検診受診票の再交付

お問い合わせ先 健康推進課
市保健センター ☎32-7200 (直通)
鏡保健センター ☎52-5277 (直通)

○母子手帳の再交付について

火災などによって母子健康手帳を消失された場合、再交付いたします。

子どもさんの年齢によっては、母子健康手帳ではなく予防接種手帳の交付となります。

〔申請窓口〕

健康推進課

〔申請に必要なもの〕

本人を確認できるもの（運転免許証等）

○妊・産婦検診受診票の再交付

火災などによって妊・産婦検診受診票を消失された場合、再交付いたします。

再交付するにあたり、これまでに使用した妊・産婦検診受診票をかかりつけ医療機関（産院）に確認させていただきます。

〔申請窓口〕

健康推進課

〔申請に必要なもの〕

本人を確認できるもの（運転免許証等）

【18】相談業務のご案内

お問い合わせ先 市民活動政策課
市民相談室

☎33-4482 (直通)
☎33-4452

○各種相談業務の窓口について

市民の方々が日常生活において抱える様々な問題について、相談に応じられるよう相談窓口を開設しています。

相談名	相談日・時間・場所	内容
市民生活相談	月曜日～金曜日 9:00～15:45 市役所東棟1階 市民相談室	生活上の心配ごとや悩みごとについての相談窓口として、市民相談員・行政相談員が相談に応じ、相談内容によっては担当課や、法律相談など専門家による相談を受けられるよう紹介・助言を行います。
行政相談	毎月第2・第4火曜日 9:00～12:00 市役所東棟1階 市民相談室	
法律相談	毎月第2・第4金曜日 10:00～16:00 市役所東棟1階 市民相談室	専門的な相談について、弁護士が法律に基づいた解決策や指導・助言を行います。 ※予約が必要です。 市民活動政策課 ☎33-4482